

第5回 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会 議事要旨

日 時：令和元年10月7日（月）14：00～16：00

場 所：経済産業省別館104各省庁共用会議室

議 事 要 旨：

【美濃大臣官房審議官】

本年も大雨や複数の台風が上陸するなど、各地で自然災害が発生し、甚大な被害が出ている。被災地での災害復旧・復興工事、あるいは防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などを着実に進めていく必要がある。建設業は地域の守り手として大きな役割を担っている。

先の国会において、建設業法、入札契約適正化法、公共工物品質確保法の改正、いわゆる新・担い手三法が成立した。国土交通省では、適正な工期の確保や平準化の推進、賃金水準の確保等による技能者の処遇改善などの、働き方改革、生産性向上の推進に引き続き取り組んでいく。

本検討会は今回で5回目となるが、前回は、建設工事における安全衛生経費の実態に関する元請・下請事業者向けのアンケートの調査結果をお示しし、今後の施策の方向性について議論を行っていただいた。この議論を踏まえ、本年8月から9月にかけて地方公共団体や民間企業といった発注者に対する実態調査、さらには国民の皆さんの安全衛生経費に関する意識調査を行った。さらに、一人親方に対するヒアリングも現在進めているところ。

本日は、現場のことをよくご存じの専門家としての見地から、調査結果等から見えてきた課題をご覧いただきながら、今後の具体的な施策についてご意見、ご助言を賜りたい。

【中根企画専門官】

資料1から3について説明。

【田久委員】

（個人向けのアンケートのキーワードに関する認知について、）学校で教育を受けていないので、労働安全衛生法自体をよく知らないのは当たり前だ。社会に出てから学ぶので、年配者ほど認知度が高い傾向を示したものと思う。文科省との問題もあるかと思うが、働き方改革も含めて、労働三法を学ぶ場がないことについて、今考えていかなければならないと感じた。

自由回答にあったような「説明を一度も受けたことがない」という意見は率直な意見だと

思う。説明するということが必要なのは当たり前だが、それがきちんとできていないことが消費者が不信感を抱く原因となり、ひいてはお金を払いたくないといったことにつながる可能性があるのではないか。消費者の関係でやらなければならない問題がたくさんあると思うので、整理の上、個人向けの広報をしていくことは重要ではないか。

【城戸委員】

個人の方、下請の方ともに安全衛生に関してあまり知識がない。(安全衛生経費が)支払われたとしても、支払われた後に流れたお金がうまく使われなければ問題なので、その点も含め対応してほしい。

【蟹澤座長】

個人向けアンケートの結果からは、エンドユーザーが安ければ安いほどよいと思っているのは業界側の思い込みで、一般の方は(安全衛生経費を)知っていれば払うべきだろうというような回答も多かった。広報の不足といった問題も含め、非常に興味深い。

【中根企画専門官】

資料4について説明。

【猿渡オブザーバー】

参考資料4について説明。

【田久委員】

9月24日の一人親方に対するヒアリングの参加者は6人で、町場や野丁場の方が多かった。10月10日開催予定分については、パワービルダーで働いている人も含め、現在15人ほどの参加を見込んでいる。

大体30代くらいから一人親方になって、十何年やっている方が多かったので、10代の一人親方が特別加入に入っているのは、ちょっとおかしいと思う。

参加者の中には、契約書を結ぶようになった人がいたが、その中には安全経費に関する文言はないとのことだった。

けがと弁当は手前持ちといった認識もまだまだ建設業界の中にあるということで、そうではないことをきっちり広げていくことが必要と感じた。

【中根企画専門官】

資料5について説明。

【細谷委員】

「チェックリスト」という言葉ではなく、「見積条件通知書」あるいは「見積条件提示書」

として、安全経費を元請・下請どちらが負担するのかといったこともあわせて、契約の書面に含めて考えた方が良いと思う。

また、(安全衛生経費を) 支払った元請が不利にならないための仕組みは、施策の案でどれに当たるのか。

【中根企画専門官】

チェックリストのイメージは見積条件確認書と同じなので、どのような表現とするのがよいかについてはこの場でご議論いただきたい。

契約書の中に含めるかどうかについては、法定福利費の内訳明示と同じような議論になるので、まずは(チェックリストの作成・普及の) 施策が浸透してから、次のステップとして進めてはどうかと考えている。

(安全衛生経費を) 支払った元請が不利にならない仕組みについては、各位よりご意見をいただきたい。

【小岸委員】

総価契約では安全衛生経費が埋もれてしまうので、項目を別に作って、まとめてもらえるような形になればよい。

(安全衛生経費が) 上層の業者だけに入り、下層の業者に入らないということがあるので、確実に支払われているかについて、監視するような機関や罰則がないとなかなか進まないのではないかと。

大規模修繕や改修業界などにおいて、元請が着工前に発注書を出せていないことが、電子契約の普及を阻害している要因となっていると思う。安全衛生経費についても、記録が残る電子契約の中で必ず結ばなければならないといったようにすると、問題が少しは減るのではないかと。

【城戸委員】

今月厚労省が発行した過労死白書では、建設業はかなり過重労働になっている。労務管理と健康管理は表裏一体の部分があり、ハード対策もそうだが、ソフト対策も経費として計上できるとよい。具体的には、建災防が実施している健康KYや無記名ストレスチェックなどの普及・啓発、産業医の共同選任、医師の面接指導、メンタルヘルス研修、管理職の労務管理の研修といったソフト対策を入れるとよいと思う。

【矢野委員】

もう少し骨太なストーリーのもとに、論理構成をはっきりさせて、対策がまとめられない

のか。

安全衛生経費の定義づけについて具体的な安全対策の項目による整理となっていないことが理解できない。安全衛生対策がどのような品目で、その対策がこのような金額になるといった具体的なところを詰めておかないと、国民の理解を求めづらいのではないかと思う。例えば、最低限必要な安全衛生経費、ないしは最大限広げればこれくらいのものといった案を2案、3案でも出さないと議論が進まないのではないか。

安全対策経費は、直接工事費や間接工事費と並ぶようなくらいの位置づけがあってもしかるべきだと思うので、項目の内容を具体的に固めるために時間がかかるというのであれば、別途委員会を作ってもよいのではないか。

(安全衛生経費の) 支払いの具体策について、チェックリスト等は過去にも何編か取り組んだものの、なかなか事態が改善しない。なぜチェックリスト、ガイドライン、リーフレットという手法だけ十分と考えるのか。確かに、特に民民の問題の含めて非常に難しい問題なので、一朝一夕で解決できない。場合によっては、中央建設業審議会に諮るようなことかもしれないが困難な問題だが、この検討会でもう少し問題点を掘り下げておく必要があるのではないか。中長期的な問題かもしれないが、結論がこの検討会で出ないのであれば、中長期的にどのようにするかについて書き込んだ方がよい。

ドラスチックかもしれないが、以上のような対策について、系統立った考え方を示すべきではないか。すなわち単なるリーフレットの宣伝なのか、もう少し踏み込んだガイドラインなのか、省令レベルなのか、あるいは法令レベルなのかといったことだ。本日の資料にある対策は、重要性などにかかわらず、何となくできるところからやろうという風に見えてしまい、せっかくのこの検討会の議論の生かされ方が不十分ではないか。

【中根企画専門官】

安全衛生経費の範囲については、資料5の6ページの現状と課題の2番目に記したとおり、工事の種類や規模によって安全衛生対策の内容は異なってくる。例えば、最小限必要な具体的な項目を示してしまうと、それがあたかも標準化してしまい認識される恐れがある。具体的な項目を現時点で示すというよりは、来年以降設置するワーキングの場において、工種ごとに必要な安全衛生対策の標準的な項目を作って、それを浸透させていくことが重要ではないかと思っている。

チェックリストやガイドラインによる取組も進めてきたが、アンケート結果を見てもなかなか浸透していないことは認識している。発注者向けあるいは元請・下請向けのアンケー

ト調査などを通じて、(安全衛生経費に関する)認識や改善について調査をしているところであり、フォローアップ調査も行いながら、ガイドライン等を通じた取組が浸透するようにしたい。

対策の系統立った説明については、本日の資料ではうまく整理できていない部分があるので、本日いただいたご意見も含め、年内の検討会とりまとめに向けて考えていきたい。

(安全衛生経費の)別枠化については、現行の積算体系の大きな変更につながることもあり、実態調査結果の分析、業界と連携したチェックリストの作成を進めながら、今後必要に応じて考えていきたい。

ソフト対策について、健康KYとかメンタルヘルス関係の施策も含め、とりまとめに生かしていきたい。

【大井室長】

本日の施策の案は、建設職人基本法に基づく基本計画に沿って、安全衛生経費を下請まで行き渡らせるために、まず何ができるかをまとめたものだ。当然ながら、中期的な課題についても今後議論していかなければならないものと認識している。

【矢野委員】

本日の施策の案は、何となくできることを並べて書いてある感じが否定できない。検討会のとりまとめの際には、できることのみではなく、しなければならないことにも触れないのはおかしいのではないか。

安全衛生経費の周知に関しては、一般国民向けは重要なものだけを集めたもので理解を求めるのには十分な気がする。一方で、業界の間で使うようなものは、数年間に建災防がまとめた報告書にあるようなプロフェッショナル向けのものとなる。利用目的によって、重要なところは共通だが、それ以外のところは多少変わってもいいというような、柔軟な発想で考えた方がよいのではないか。

【中根企画専門官】

建災防作成の土止め支保工や鉄筋組立て作業のリストについては、プロフェッショナル用のものと理解しており、今後設置するワーキンググループの中で、このようなリストを工種ごとに作成してはどうかと考えている。一方で、一般の国民の方向けには、伝わりにくいところもあると思うので、重要な部分だけ抜粋したものを作るのも重要かと思う。

【本山委員】

近年、メンタルヘルス対策やアスベスト対策の問題が出てきているといった面を見ても、

安全衛生というのは、時代とともに求められるものが変わってくるので、随時見直していく必要がある。

国民向けの話は非常に重要なポイントだ。国民向け、発注者になる方に安全経費の重要性を訴えることが必要なので、安全経費をもっと簡単にPRするのは有効だと思う。アンケート調査結果を見ると、発注者も個人も安全経費やリスクについて興味を持っていることがうかがえるので、そういったプラス面の現状も念頭に入れると、啓発の時に有効になるのではないか。

【大幢委員】

国民一人ひとり向けの広報も大事だと思うが、インフラをつくったり戸建てを建てたりする人の中間的な立場の発注者、例えば、ホテルや銀行の支店等をつくる発注者に対してアピールできるようなリーフレットも作る必要があると思う。

【田久委員】

一人親方と言われる人たちが働いているのは町場などが多いので、まずは国民向けの広報をしっかりとやってほしい。発注者向けのリーフレットについては、町場から大きな建物やホテル、大型スーパーのテナントなどをつくるといった様々なタイプの発注者があるので、一つの種類では無理だと思う。

全建総連の組合員から、厚労省と国交省が作成したリーフレットの評判がよく、理解ができるようになったとの声もあった。こういったものを継続しても出し続ける、啓発するのが重要ではないかと思う。リーフレットに加え、20代といった若年層向けには、インターネットやSNSの活用も必要ではないか。

建設職人基本法では、建設工事従事者の安全や健康については、元請が最大に責任を持つことになっている。ゼネコンの現場で一人親方がけがをした時に、元請の責任による事故ではないという発言がいまだにあること自体が問題だ。

一方で、今の建設産業を見ると、元請で何でもできるというわけではないので、(安全衛生経費の)金額を元請が出すということよりも、下請から聞いたものを出すというような仕組みを含めて考えていくべきではないか。一人親方を含め、(安全衛生経費を)知らなければ、請求しなければ払わないといったこともあるので、請求するためのツールを広げていくことも政策として必要だと感じる。

【小岸委員】

足場の安全点検等のための費用についても、安全に対してかかる費用なので、しっかりお

費用としていただきたい。元請からは足場の工事の中に含めてと言われることが多い。

【蟹澤座長】

本日の議論では、安全経費の問題という以前に、建設業で働く方の安全をどうしていくかというのが大事だとの共通認識ができた。

経費の問題は、要するに、不良・不適格業者がその経費を省いて安く受注してしまい、まじめな業者が損をするという話もあるので、国交省には、不良・不適格業者の排除を引き続き徹底的に進めていただきたい。

厚労省や全建総連の統計を見ても、最近、本当の意味での一人親方ではない方が増えてきている事実もあるので、この辺りも大きな問題になると思う。

国民の皆さんへの周知もあるが、実際に働いている人の問題認識もあるので、その辺りも含めて考えていく必要があると思う。

重層化を浅くし、不良・不適格業者には退場いただくといった中では、建設キャリアアップシステムをうまく使っていけると、外国人問題も含めてうまく先に進むところがあるのではないかと。

プロフェッショナル向けの（安全衛生経費の）話もあるので、細かい整理は引き続きワーキングで検討していただくことになると思う。本日の話を聞いて、また前向きな検討、ご意見をいただきたい。

【中根企画専門官】

資料6について説明。

この検討会において、工種ごとのワーキングを設置する方向性でよいとなれば、令和2年1月以降、ワーキングをつくっていききたい。

【蟹澤座長】

ワーキングについては、丁場や規模などにより安全対策は異なってくるため、その辺りも含めて検討が必要となる。ご意見については事務局へお寄せいただきたい。

本日出し切れなかったご意見について、皆さんの団体で検討いただき、次回の検討会までに事務局にお知らせいただきたい。

— 了 —